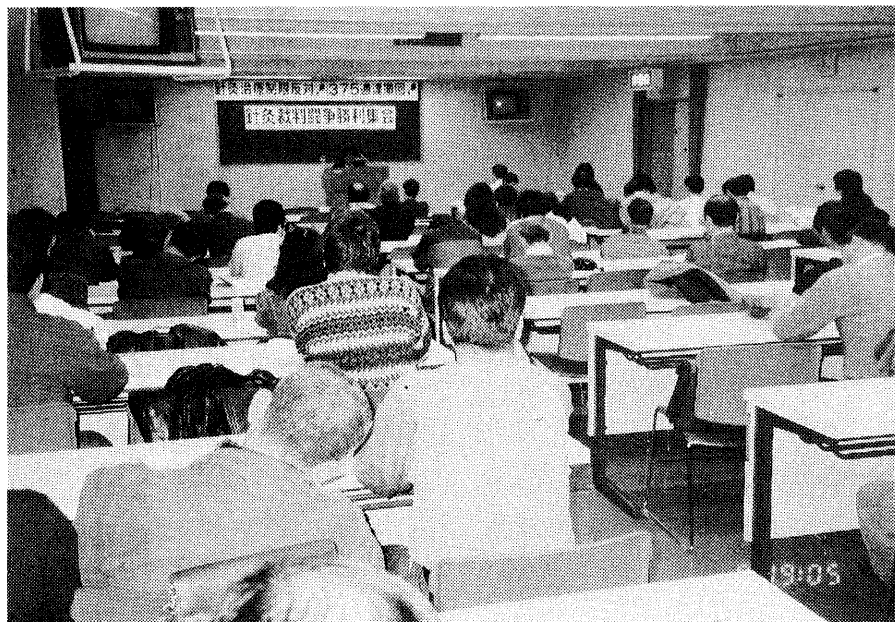


関西 労災 職業病

関西労働者安全センター

1995.3.10発行(通巻第237号) 200円

〒540 大阪市中央区森ノ宮中央1丁目10番16号601号室
TEL. 06-943-1527 FAX. 06-943-1528
郵便振替口座 00960-7-315742
大阪労働金庫梅田支店 普通 1340284



目次

- 石綿(アスベスト)に新たな規制…………… 1
- サリン事件と労災保険を考える…………… 5
- 前線から(ニュース)…………… 6
- 快適に働く③…………… 9
- 腰痛予防ベルトを
メーカーが製品化「楽腰帯」…………… 10
- 実践・労災保険⑱…………… 11
- 労災上積補償を考える…………… 15
- 4・29・30外国人労働者
問題全国交流集会(ご案内)…………… 17

2月の新聞記事から
表紙/3・8針灸訴訟勝利集会

石綿（アスベスト）に新たな規制

だが、まだまだ不十分

四月一日より建築物解体前の調査等が必要

肺ガン、悪性中皮腫などのガンを発生させる物質である石綿の新たな規制を含む行政通達（基発第七六号一九九五年二月二〇日）が出された。これによって、労働安全衛生法関係の政令、労働省令が改正され、四月一日以降施行される。

石綿対策全国連絡会、アスベスト規制法制定をめざす会などを中心とした運動の成果だが、ようやく行政が重い腰を上げたわけで、不十分点もまだまだ多い。今後さらに、アスベスト全面禁止に向けた運動強化が求められている。

石綿による被害は、大阪では泉州を中心とする石綿製品製造、他には石綿荷役、造船などでの石綿製品を使用した断熱工事などで発生している。石綿

を含有しているタルクを使用していた元ゴム工場労働者の悪性中皮腫の事例や、広島のマツダで働いていた労働者がエンジン周りの断熱材に使われていたアスベストが原因の悪性中皮腫（最近二件目の労災認定が広島安全センターから報告されている）など、被害は広範囲に及んでいる。

石綿は、断熱用の建材吹き付け用に大量に使用されてきた経緯があり（一九七五年以降、石綿含有率五%以上のものの吹き付けは禁止）、また、現在でも建材には大量に使用され、生産、消費、廃棄の過程での労働者、市民への暴露の危険が存在する。健康被害は今後増加すると考えられており、一日も早い全面禁止が必要だ。

こうした危険を白日のもとにさらし

たのが阪神・淡路大震災による解体撤去工事における石綿の飛散問題。環境庁の調査や前号で報告した環境監視研究所の分析によっても高い空気中石綿濃度を記録しており、早急なる防護措置が必要だ。

今回の改正では、

- ① クロシドライト（青石綿）、アモサイト（茶石綿）を製造・輸入・使用禁止有害物質に追加。
- ② 規制対象となる石綿含有物の含率を従来の「五%を超えるもの」から「一%を超えるもの」とする。（名称・含有量等の表示、換気措置、測定、記録、労働者の健診、吹き付け時の規制などがおこなわれなければならないが、その対象が拡大された。）
- ③ 作業に従事する労働者に呼吸用保護具及び作業衣等を使用させなければならない。
- ④ 建築物の解体、改修作業で
イ あらかじめ、石綿使用箇所、使

用状況を調査し、記録しておかなければならない。

ロ 石綿吹き付け作業は、他の作業場所から隔離しなければならない。

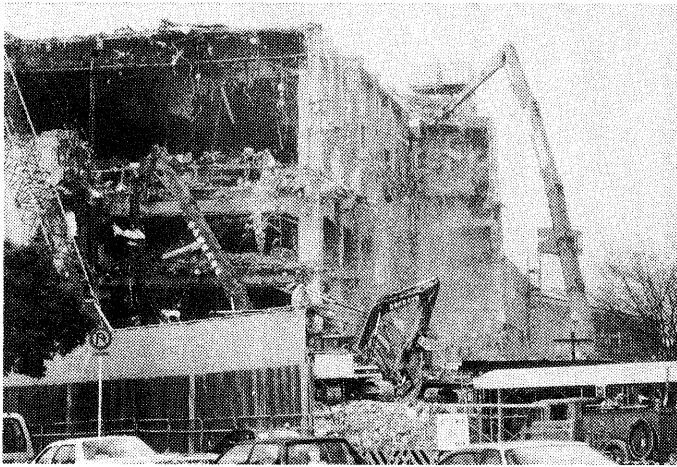
ハ 一定の建築物の吹き付け石綿除去作業については、事前の労働基準監督署長への届け出を義務化。

⑤ 以上の措置の施行日は、④のハの届け出義務化が六月一日、あとは四月一日。

①については、石綿生産量の九五％を占めるといわれるクリソタイル（白石綿）は禁止対象から見送られた。これは、業界が盛んに宣伝しているクリソタイル低有害性説が影響を与えたものだが、クリソタイルに発ガン性があることは紛れもない事実。クリソタイルへのクロシドライト、アモサイト混入もあり、全面禁止にすることが妥当で、今後の大きな問題だ。

この点をはじめ、石綿吹き付けの全面禁止、作業環境評価基準（管理濃度）

の引き下げ（現行2本/ccから1本/ccへ）、健康管理体制の強化（全アスベスト作業従事者への健康管理手帳）等も見送られたものとなった。



基発七六号（平成七年二月二〇日）
石綿関係主要部分抜粋

第1 労働安全衛生法施行令の一部改正
関係

1 改正の要点

1 製造等が禁止される有害物として、石綿のうちアモサイト及びクロシドライトを追加したこと（第一六条関係（製造等が禁止される有害物等））

（細部事項）

石綿のうちアモサイト及びクロシドライトは、他の種類の石綿に比べて発ガン性が著しく強く、人体に与える影響が大きいこと、また、昭和六一年にILOにおいて採択された「石綿の使用における安全に関する条約（第一六二号条約）」においてクロシドライトの使用禁止が求められ、平成元年に開催されたWHOの専門家会議においてアモサイト及びクロシドライトの使用禁止が認められていることから、これら2物質を製造等が禁止される有害物（以下「製造等禁止物質」という。）に追加したものであること。

第2 労働安全衛生規則の一部改正関係

1 改正の要点

1 事業者が仕事の開始前にその計画を

労働基準監督署長に届け出なければならぬ仕事として、石綿及び石綿含有物（アモサイト等を含む。以下「石綿等」という。）が吹き付けられている耐火建築物又は準耐火建築物における、石綿等の除去の作業を行う仕事を加えたこと（第九〇条関係）。

（細部事項）

（1）石綿等が吹き付けられた建物の解体・改修工事の際に石綿等を除去する作業は、高濃度の石綿粉じんが飛散する場合があります、当該作業に従事する労働者に対して適切な暴露防止対策を講じる必要があることから、届出の対象とすることとしたものであること。

（2）第五号の二の「準耐火建築物」には、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成4年法律第八二号）による改正前の建築基準法第二十九条の三の簡易耐火建築物も含ま

れるものであること。

6 石綿の含有物の範囲を含有量が5パーセントを超えるものから1パーセントを超えるものに拡大するものとしたこと（別表第2関係）。

トを超えるものに拡大するものとしたこと（別表第2関係）。

7 石綿等が吹き付けられている耐火建築物又は準耐火建築物における、石綿等の除去の作業を行う仕事のうち、平成七年六月一日前に開始されるものについては、法第八八条第四項の規定は適用しないものであること（附則第2条関係）。

建築物又は準耐火建築物における、石綿等の除去の作業を行う仕事のうち、平成七年六月一日前に開始されるものについては、法第八八条第四項の規定は適用しないものであること（附則第2条関係）。

第3 特定化学物質等障害予防規則の一部改正

1 改正の要点

3 事業者は、石綿等の切断、鼻孔、研磨等の作業に労働者に従事させるときは、当該労働者に呼吸用保護具及び作業衣等を使用させなければならないものとしたこと（第三八条の九関係）。

（細部事項）

（1）第三八条の八（石綿等に係る措置）第一項各号の作業は、いずれも石綿粉

じんの発生量が多いものであることから、労働者の暴露防止の徹底を図るため、第三八条の八の措置に加えて、呼吸用保護具及び作業衣等の使用を義務づけることとしたものであること。

（2）作業衣は粉じんの付着しにくいものとする。

（3）石綿により汚染した作業衣等は二次発じんの原因となることから、このような作業衣等はそれ以外の衣服等から隔離して保管させ、かつ、作業衣等に付着した石綿は、粉じんが飛散しないよう洗濯により除去することも、事業場からの持出しは行わないこと。

4 事業者は、建築物の解体等の作業を行うときは、あらかじめ、石綿等が使用されている箇所及び使用の状況を、設計図書等により調査し、その結果を記録しておくなければならないものとしたこと（第三八条の一〇関係）。

（細部事項）

（1）石綿等が使用されている建築物の解体等の作業を行う場合には、適切な作業方法等を検討する必要があること。

とから、石綿等の使用箇所及び使用の状況を事前に把握すべきことを規定したものであること。

(2)「解体等」の「等」には、改修が含まれるものであること。

(3)「使用の状況」の把握については、吹付け材、スレート材等といった石綿等の使用形態及びその使用量を把握すれば足りるものであること。

(4)「設計図書」とは、建築物、その敷地、又は煙突等の工作物に関する工事用の図面及び仕様書のことであること。

(5)「設計図書等」の「等」には、施工記録、維持保全記録、建築管理者・建築物の所有者・施工者等からの情報、目視も含まれるものであること。

(6)吹付け石綿の除去はスレート材等石綿含有建築板の除去と比較すると石綿粉じんの発生量が多へ、このような作業に従事する労働者の暴露防止対策を確実に行う必要がある。このため、石綿の吹付けが行われているものについては、吹付け材が石綿を1パーセントを超えて含有しているか否かについて設計図書等により調査ができない場合は、定量分析を行う必要があること。

があること。

5 事業者は、石綿等が吹き付けられた建築物の解体等の作業を行う場合において、当該石綿等を除去する作業に労働者を従事させるときは、当該除去を行う作業場所を、それ以外の作業を行う作業場所から隔離しなければならぬものとしたこと(第三八条の二関係)。(細部事項)

(1)吹付け石綿を除去する作業を行う場合は石綿粉じんの発生量が多く、このような作業場所に隣接した場所での作業を行う労働者が石綿に暴露するおそれもあるため、それ以外の作業を行う場所から隔離すべきことを規定したものであること。

(2)当該除去を行う作業場所を、それ以外の作業を行う場所から隔離することとは、当該除去を行う作業場所を「ニールシートで覆つなど、石綿粉じんが他の作業場所に漏れないようにすることであること。

(3)「鉄骨等」とは、第三八条の七(石綿等に係る措置)第二項の「鉄骨等」と同意であること。

6 石綿の含有物の範囲を含有量からパーセントを超えるものから1パーセントを超えるものに拡大するものとしたこと。(別表第1及び別表第5関係)。(細部事項)

近年、石綿の含有率が5パーセント以下の製品が生産されてきており、含有率の低いものであっても、取扱いの方法によっては労働者が高濃度の石綿粉じんに暴露するおそれのある場合もあることから、石綿の含有物の範囲を1パーセントを超えて含有するものに拡大することとしたものであること。

アスベスト被害と規制 を考える4.18集会

午後1時30分開会

全労済東京会館(新宿区西新宿7-20-8)

記念講演 鈴木康之亮教授(マツザイ医大)

アスベスト規制法制定をめざす会

(全国安全センター TEL.03-5232-0182)

サリン事件と労災保険を考える

三月二〇日朝に東京で起きたサリン事件は、五千人におよぶ人々に被害を及ぼした。発生した場所が首都のど真ん中であり、午前八時という通勤時間帯であったことから、出勤の途上であった人が多数被害を受けている。これらの被害が労災保険の通勤災害や業務災害に該当するかどうかについて簡単にまとめておこう。ケースごとに分けると次のようになる。

①不審物の除去や乗客の誘導等の業務に従事し、被害を受けた地下鉄の職員

②通勤途上で地下鉄にたまたま乗り合わせて巻き込まれた労働者

③得意先へ地下鉄で向かう途中で巻き込まれた労働者

①はいくまでもなく業務に伴う危険が現実化したものと判断でき、問

題はない。②については、「通勤に通常伴う危険が具体化したもの」といえるかどうかということになるが、労働省の解釈の例示「転倒したタンクローリーから流れ出す有害物質により急性中毒にかかった場合」と同じく通勤災害と認めることになる。しかし③のように業務上外の判断になってくると、解決すべき問題点が出てくる。

労災保険による補償給付の対象となる業務災害は、労基法に義務づけられた使用者の災害補償責任にかかわるものであるから、理論的には通勤災害と扱いが異なることになる。言い換えれば、「業務に伴う危険の現実化」であるかという判断が、使用者責任との関係でよりシビアに問われることになるということである。

例えば、見ず知らずの他人の暴行

による災害のケースがある。通勤災害では、恣意的行為などが絡んだものでないかぎり、「通常発生し得ること」として認められるのが普通とあってよいが、業務災害では、出張帰りのビジネスマンが被災したのぞみ号刺殺事件をはじめ、「偶発的に発生した」もので業務と関係がないとして認められない場合が多い。

しかし今回の事件では、兵庫県南部地震と同じく、同時に多数の労働者が被害にあっており、通勤途上の労働者のみが救われるということにはならないだろう。

より本質的にいえば、労災保険を中心とする現行の労災補償制度は、損害賠償と生活補償の二つの側面のうち、生活補償の側面がより強調されてしかるべき状況がすでに到来しているということではないだろうか。このことは、循環器系疾患の労災認定問題とも関係し、制度全体の今後が問われていることでもある。

前線から

大阪

大阪トンネルじん肺訴訟

二人目の和解解決

大阪トンネルじん肺訴訟

が争われていた大阪地裁民事十五部で、和解交渉が着々と進んでいる。

三月十四日には被告の西松建設と鹿島建設と原告三木美雄さんの間で再度交渉があり、常磐じん肺訴訟の和解額を参考に、二社併せて一〇五〇万円を支払うことをもって解決した。

昨年末に和解した岡野さんに続き、二人目の解決と

なった。

原告の三木さんは、昭和

三三年の北陸トンネルの工事など五年余り掘削作業に携わり、その後自動車工場に勤めていたが、じん肺の症状が現れてしだいに仕事を休みがちになった。そして昭和六三年にじん肺法による管理三のイ、続発性気管支炎の決定を受けて、退職、療養生活を始めていた。また、この日には三人目となる水口守さんについても被告である鉄建建設、間組、鹿島建設の三社との間

に全面和解解決に向けて精

で話し合いが開
始されたが、具
体的な和解への
手掛かりを得る
までにはいかな
かった。裁判所
は、今後もさら

力的に和解のテーブルを設
定する方針。早期の解決が
望まれるところである。

大阪 職場調査

大阪労働金庫労働組合

VDT作業の環境改善へ

大阪労働金庫労働組合で
は、窓口業務の作業環境改
善を目指して、昨年末に各
支部に対しアンケートを中
心とした調査を実施し、こ
のほど中間的に結果をまと
めた。

同金庫の各支店では、窓
口にコンピュータ端末を設
置し、受付業務従事者（テ
ラー）が入出金のたびごと
に操作をする作業形態をと
っている。しかし作業者に
とって、絶対的に作業スベ

ーが狭いなどの問題点が以前より現場から指摘されていた。

アンケートの結果明らかになったのは、作業空間の

狭さに加え、機器のレイアウト、冷暖房や空気環境などの項目で問題が多いことだった。特にVDT機器の周辺環境について「キーボ

ードの前後のスペースが全く無い」「ディスプレイが近すぎる」などの訴えが多く、早急な環境改善が必要と考えられるものとなった。

同労組では、今後これらの結果をもとに具体的な改善提案をまとめる作業を行い、要求として実現をめざす予定にしている。

大阪 三七五通達撤回を かちとろう！ 針灸裁判闘争勝利集会開かれる

三月八日、府立労働センターで大阪針灸訴訟勝利集会が開催され、針灸訴訟を支援する会を中心に七〇名が参加した。

集会では、高木甫弁護士が、「裁判には勝利を得たが、これは通過点に過ぎない、最後の勝利を目指してがんばろう」と裁判闘争の総括報告を行った。また、

この日参加できた、大沢龍司、浅野省三、浦功の各先生方からも一言ずつ挨拶をいただき、原告鈴木真規子さんは、「地裁で負けたあとは落ち込んだが、こうしてみなさんと勝利をお祝いできて本当によかった」と述べ、原告の重責を果たし晴れ晴れとした表情を見せた。支援を代表して、全港

湾大阪米穀運送分会と鈴木さんの所属する大阪地域合同労働組合からお祝いが述べられた後、東京から駆けつけた全国安全センター事務局長古谷杉郎氏から、三七五通達をめぐ



真ん中が鈴木真規子さん、右から浦功、高木甫、浅野省三、大沢龍司の各弁護士

現在の労働省の動向など
三七五通達撤回に向けて運
動を強化しようとの提起が
あり、集会参加者全員でこ
れを確認する中、集会を終
えた。

労働省は三七五通達見直
しを検討する専門家会議を

スタートさせており、また、
東京高裁七沢り八針灸裁判
控訴審では大阪高裁判決を
ふまえて和解が裁判所から
提案されようとしており、

針灸治療費の新たな請求な
どの運動展開が今求められ
ているといえるだろう。

大阪 地震の影響は大きい、しかし 建設にむけ頑張るぞ。 ひまわりの会（田島診療所設立準備会）

一月一七日の阪神淡路大

震災は、阪神間に大きな被
害をもたらしましたが、田
島診療所設立に向けた取り
組みにも様々に影響を受け
ました。

診療所の予定地の尼崎は
もちろん設立運動の中心と
なっている阪神間の自治
体、労働組合、被災者団体、
個人の方々の生活、仕事へ
のダメージは深刻で、建築

許可が大幅に遅れることも
に資金調達にも少なからぬ
影響がでてきました。
ひまわりの会では、二月
四日、二月二四日に運営委
員会を開き、今後の問題を
協議し、「地震で多少の影響
を受けても既定方針通り進
めていくこと」を決定しま
した。

とはいえ、市役所が地震
対策以外の事務を全て止め

ていたため建築許可が二ヶ
月遅れ、そのぶん開院も予
定の六月は到底無理で、八
月以降にずれ込むことが確
実になっています。

この災害を乗り越え、労
働者、住民のための診療所

を確実に建設するため、関
西労働者安全センターも力
を尽くしたいと考えており
ますので、より一層のご支
援ご協力をお願いする次第
です。

ひまわりの会会員になって下さい

- 1) 加入会費：ひまわりの会の事務費用として使わせ
ていただきます。
- 2) 出資金：診療所の運営が軌道に乗りましたら、
開設五年後をめぐにお申し出に応じて
返済。1口5,000円。何口でも。
- 3) 寄付：診療所の運営および機器の購入にあて
させていただき、返済はいたしません。
- 4) 診療所設立の場所は、尼崎市西立花二丁目三三四
(JR立花駅徒歩五分)

ひまわりの会

(連絡先：尼崎市田能3-22-1 田中寿雄気付)
TEL.06-491-4107

会長 植辻亨 (部落解放同盟東今北支部支部長)
副会長 平坂春雄 (元全港湾関西地本書記長)
在間秀和 (弁護士)

郵便振替口座 01170-5-86595 田島診療所設立準備会
兵庫労働金庫尼崎支店 普通 3441223 田島診療所設立準備会
さくら銀行園田支店 普通 3957778 田島診療所設立準備会
尼崎信用金庫園田支店 普通 0735116 田島診療所設立準備会

快適に働く ③

安全靴

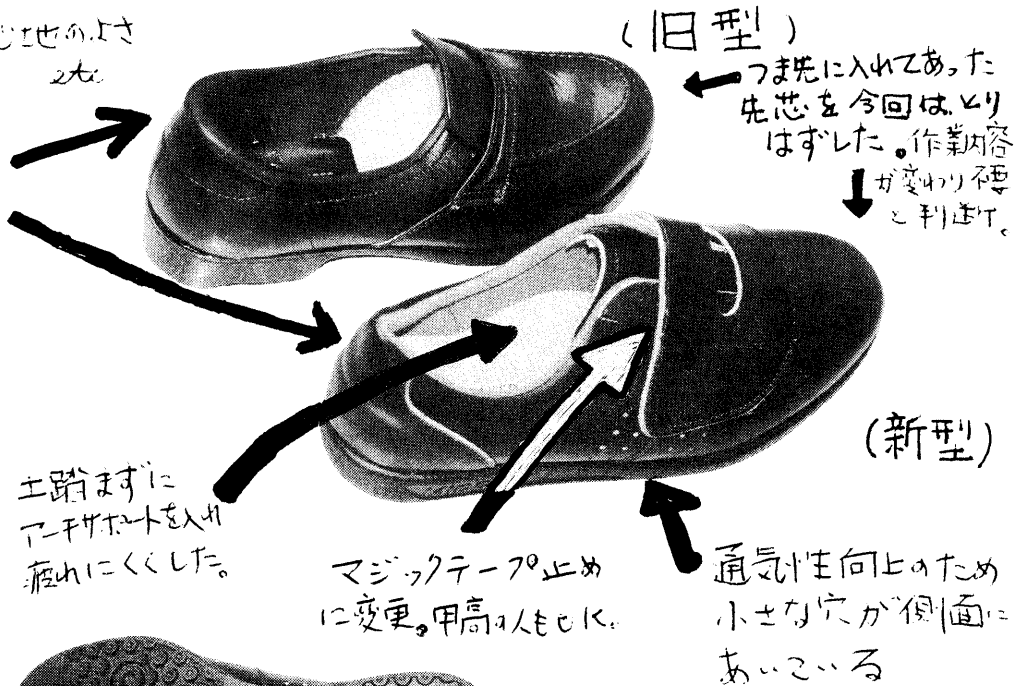
全逋信労働組合大阪日逋支部

郵便輸送の7割のシェアをもつ日本郵便逋送の労働者で組織され大阪では600名、全国で5300名。安全衛生委員会では安全靴をはじめ被服について検討し、被服検討委員会では決めている。安全靴についても職場の要求をもとに改良し、新しい型の靴が4月から使用開始となる。

(point)

- ・軽量化
- ・安全性
- ・通気性
- ・はき心地のよさ

両方ともかかと部分は高めで
辺縁部はクッション入り。



(新)
↑
(旧)
↑
もつ(旧)

よりすべりにくい横滑りのないパターンに変更。リソウム床面でもおべろないように改善。
*重量は(同じサイズで計測)できなからたので参考ほど)
(新) 26.5cm ... 343g/足
(旧) 24 ... 293 "
(もつ旧) 24 ... 364 "

腰痛予防ベルトをメーカーが製品化しました。安くなりました。

楽腰帯 らくようたい

高い運動性を約束するベルト幅
らくようたいのベルト幅は、運動性や
作業性にすぐれ従来のコルセット
の1/3程度です。胸や腹部への圧迫感や
暑苦しさがありません。

メッシュ地が気持ちいい
通気性の良いメッシュ地を使い
ました。従来のコルセットの
イメージをガラリと一新したらくようたい。
女性にも大好評の快適性です。

ベルトループ
内側にスポン用のベルトループをつけま
した。目的はらくようたいのスリ上がり
防止と、ちょっと緩めた時の落下防止。
工夫にも本腰を入れました。

伸縮自在ベルト
ベルトは伸縮自在の生コム製。
スリ上がり防止とムレ防止のために通気孔を
つくりました。一級の装着感です。

二段ベルト
簡単に、しかも確実に装着する
ために二段ベルトを採用しました。
まず、上段ベルトで仮止め、次に
下段ベルトで装着位置に固定、
最後にもう一度上段を締めます。

実用新案登録査定(実公6-6812号)

- 腰痛予防用に紹介してきました宇土博医師考案のベルトがミドリ安全（株）から市販されることになりました。名付けて「楽腰帯」。製品化にともなっていくつかの工夫が施されていますが、基本的にこれまで安全センターから供給していたものとあまり変わりません。そして、より安価になりますのでご利用していただきやすくなります。（但し、これまでのように修理や寸法の修正はできなくなります。）
- 治療用に医療機関において保険で作成するものは従来通りです。
- 表のウエストサイズを参考にして安全センターまでご注文下さい。
- サイズ外の方につきましては、従来通り採寸の上、別注できます。したがって製品は「楽腰帯」ではありません。また、価格は13,000円/本となります。

男性用	黒	DR-1-G7*ラック	サイズ	S	M	L	LL	3L
	白	DR-1-G7*ワト	ウエスト	72-80cm	80-88	88-96	96-104	104-112
女性用	黒	DR-1-L7*ラック	サイズ	S	M	L	LL	
	白	DR-1-L7*ワト	ウエスト	56-64	64-72	72-80	80-88	

【頒 価】 1本 5,500円(送料別)

実践・労災保険

(第一九回)

通勤途上「火害」(その5)

五 通勤途上災害

「逸脱」と「中断」

日本の労働者は一日の生活のうちで相当な時間を仕事に費やし、またその前後の無視できない時間を通勤という行為に費やしている。この通勤の途上の災害を労災保険の給付対象とするのは今や当然のことと言える。しかし、労働者はその途上で私的な行動をとるのは当たり前のことである。買い物もすれば、友人に会いもし、同僚と一杯飲みに寄り道もするだろう。こうした通勤途上の行

為は、通勤や仕事とは直接関係がない。だから、労災保険でもこうした通勤から「逸脱」している間と「中断」している間、そしてその後の往復は通勤途上とはみなさないこととしている。

しかし、その「逸脱」や「中断」が「日常生活上必要な行為であって労働省令で定めるものをやむを得ない事由により行うための最小限度のものである場合」については例外として、その行為の後の往復を通勤とみなすことにしている。この労働省令で定めるものとは次の行為をあげている。

労災保険法施行規則第八条 法第七条第三項の労働省令で定める行為は、次のとおりとする。

- 一 日用品の購入その他これに準ずる行為
 - 二 職業能力開発促進法第十六条第四項に規定する公共職業訓練施設において行われる職業訓練、学校教育法第一条に規定する学校において行われる教育その他これらに準ずる教育訓練であって職業能力の開発向上に資するものを受ける行為
 - 三 選挙権の行使その他これに準ずる行為
 - 四 病院又は診療所において診察又は治療を受けることその他これに準ずる行為
- この施行規則八条は、昭和六二年に新たに設けられたものである。そ

れまでは、「日用品の購入その他これに準ずる日常生活上必要な行為」として、その中に選挙権の行使や病院での診察などを一括して含んだ解釈をすることで運用されてきた。しかし、この表現ではどうしても通学が含まれないことになり、例えば夜間高校に通う労働者にとって、労災保険における退勤はないことになってしまうという矛盾があった。そこでこの改定がされたのである。もちろん、省令の規定から明らかのように、この「通学」には自動車学校やお茶、お花の学校は含まれない。

どこまでが「ささいな行為」か

さて問題は、この「逸脱」と「中断」そして「労働省令で定める行為」をどう判断するかである。

退勤途中に一緒になった同僚と喫茶店に立ち寄ってコーヒーを飲みながら雑談をしたあとの帰路で事故に

あったという、よくあるケースを考えてみよう。この場合の判断は、同僚と喫茶店に入った行為が「中断」と見なされるかどうかにつきる。この点についての労働省の解釈は、次のようなものだ。

「しかし、労働者が通勤の途上において、経路の近くにある公衆便所を使用する場合、帰途に経路の近くにある公園で短時間休憩する場合や、経路上の店でタバコ、雑誌等を購入する場合、駅構内でジュースの立ち飲みをする場合、経路上の店で渴きをいやすため極く短時間、お茶、ビール等を飲む場合、経路上で商売している大道の手相見、人相見に立寄って極く短時間手相や人相をみてもらう場合のように労働者が通常通勤の途中で行うようなささいな行為を行う場合には、逸脱、中断として取り扱う必要はない。ただし、飲み屋やビヤホール等において、長時間にわたって腰をおちつけるに至った

場合や、経路からはずれ又は門戸をかまえた観相家のところで、長時間にわたり、手相、人相等をみてもらう場合等は、逸脱、中断に該当する。」（昭和四八・一一・二二基発六四四号）

それにしても公園での休憩とか、手相見とか人相見とか、いささか例示の感覚が古臭い気がするが、とにかく喫茶店については「渴きをいやすため極く短時間」であれば、中断とは見なさないということだ。具体的な事例では、喫茶店で四〇分程度過ごした後の帰途について、渴きをいやす程度の時間とは考えられないとして、中断後の災害と判断されている（昭和四九・一一・一五基収一八六七号）。

個々に違う「日常生活の必要」

「日用品の購入その他これに準ずる行為」についての労働省の解釈は、

具体例として「帰途で惣菜等を購入する場合、独身労働者が食堂に食事しに立ち寄る場合、クリーニンング店に立ち寄る場合」(前出基発六四四号)をあげている。また、「やむを得ない事由により」とは、「日常生活の必要から通勤の途中で行う必要のあること」をいうとし、「最小限度のもの」とは、その「行為の目的達成のために必要とする最小限度の時間、距離をいうものである」とする。

労働者の帰途の行為は、いうまでもなく千差万別で、日常生活の必要というものも個々別々であるから画一的な判断基準は設けようがない。独身労働者が食堂に食事に立ち寄ったケースでこんな事例がある。会社の独身寮に入居していた労働者Aは、被災当日、残業を行い、午後一〇時二〇分頃退社し、上司らと通勤経路沿いのレストランで約三〇分ほど食事をとった。その後、寮に帰る途中で寮近くの通勤経路沿いにある

飲食店で再び約三〇分ほど食事をした。そしてその飲食店を出て帰る途中に自動車に衝突され負傷したというものである。つまり、二回、合計一時間かかった食事が「中断」に該当するかという点が問題となる。

この事例は、労基署と審査段階では不支給とされ、再審査の労働保険審査会裁決で取消されて支給されることとなった。その理由は、食事をとらずに残業をした労働者が退勤途上で三〇分程度で食事をとることは「日常生活上必要な行為をやむを得ない事由により行うための最小限度のもの」と認められ、さらに二度目の食事については、スポーツマンであるAにとって最初の食事が充分なものでなく、寮近くの飲食店で三〇分程度の時間をかけ補充を図ったのであり「最小限度」を超えてはならず、その後通常の経路に復した後に被災した災害であるから通勤災害と認められるというものである。

裁決の理由は極めて常識的なものといってよい。しかし、労働省の通達内容を杓子定規に当てはめると「中断」と判断することになってしまいかねない。現にこの事例では再審査まで行かざるをえなかったところに問題があるといえよう。

通勤による

その災害が、就業の場所と住居の間を合理的な経路と方法で、しかも中断や逸脱のなく往復しているときに発生したとしても、原因が「通勤による」ものでなければ通勤災害とは認められないことになる。労働省はこのことについて、「通勤に通常伴う危険が具体化した」災害という表現のしかたをする。しかし、この判断も意外に困難な場合が少なくない。

通達等で通勤災害に該当する事例として、次のようなものがあげられ

ている。

(1) 女子労働者が午後一〇時頃の帰宅途中、人通りのない道で暴漢におそわれた災害

(2) 自動車通勤をする労働者が帰宅途中、前の車の発進を促すためクラクションを鳴らしたことにより発生した災害

(3) 出勤の途中、野犬にかまれて負傷した災害

(4) 帰宅途中、駅へ向かって歩行中、ビルの四階から落下してきた自殺者の巻き添えになった災害

(1) (3)の災害が通勤災害と認められた理由は、以下の通りである。

(1) 暗く人通りの少ない大都市周辺の住宅散在地域を通勤する途中、変質者等から襲われ、その結果負傷することも通常考えられる（昭和四九・六・一九基収一二七六号）

(2) クラクションを鳴らす行為には、他人から暴行等の加害行為を加えられる危険が存在している（昭和

五一・一二・二三基収一〇三二号）

(3) 野犬にかまれるという危険は、経験則にかんがみ、屋外において一般的に発生しえる危険といえる（昭和五三・五・三〇基収一一七二号）

どこにいた野犬かで判断が違う？

それぞれあくまで個々の状況によって「通勤に通常伴う危険の具体化」と判断されたのであり、実は同種の事例で、例えば(3)のような場合「通常野犬が出てくるような地域でない」として不支給とされた事例もある。野良犬がどこにしようと現に噛まれたのであり、繁華街を歩こうが、人通りの少ない所を歩こうが、暴漢に襲われることもあるのであり、矛盾した結論といわねばならない。また(4)については、「人がビル建造物等から落ちてくることは考えられない・・・」など、全く突発的な

現象であり危険の具体化とはいえないとして労基署は不支給と判断したが、再審査の裁決では次のように判断し、通勤災害と認めた。

「本件のように落下した人が特定人に当たる確率はともかくとして混雑した通勤経路では落下した人が通行人に当たる可能性は大である・・・

・このような災害の場合に単に確率の大小のみをもって通勤に内在する危険の具体化であるか否かを判断することには問題がある」（昭和五六・一〇・九労保審裁決）

現在の労災保険の給付に関する解釈では、交通事故などはあえ得ることと単純に判断されるが、まれといえる犯罪に巻き込まれたようなケースでは、この「通常伴う危険」であるという個々の判断をせざる得ないことになる。しかし、「確率の問題ではない」とする(4)の判断は常識的なものではないだろうか。このこと天災地変の際についてもいえる。

労災上積補償を考える (上)

労働組合は内容の充分な検討を

増えている
相当な率であるといわねばならない。
この調査結果を更にも見ていくと、

労災上積制度のある事業場
労働災害や通勤災害について、労
災保険による給付等以外に、事業主
がさらに付け加えて別に補償等を支
払う取決めをする制度、いわゆる労
災上積補償制度が、かなりの率で各
事業所に設定されている。産業労働
調査所が一九九三年秋に企業を対象
として行ったアンケート調査によれ
ば、回答のあった四三七社のうち三
四四社（七八・七％）が何らかの上
積補償制度を設けていると答えた。
もっともアンケートに回答した会社
は人事管理に重視する姿勢をもって
いるという傾向を差し引いて考えね
ばならないが、十年前にくらべれば

千人以上の規模で九〇％が制度を設
けており、三百人以上、千人未満の
規模で七九・八％、三百人未満規模
で六八・五％となっており、小規模
の事業場でもかなりの率で制度を設
けていることがわかる。実際、従業
員十数人規模で労働組合も組織され
ておらず、就業規則の存在さえ定か
でない事業場で起きた労災事故の際
に、上積補償の制度だけは設けてい
るといったケースにもでくわす。

その理由としては、かつてのよう
に労災民事損害賠償請求訴訟が、珍
しいものではなくなっており、しか
も使用者に課されている安全配慮義
務が裁判の上ではほぼ完全に定着し
ていることがまずあげられる。使用者

にとつては、事故が発生して専門家
に相談すると、たとえ労働者の過失
があつたとしても最終的には労災保
険以外の賠償をすることになると論
されることになる。そうすると、予
め上積補償制度を設けておいたほう
が労務管理上も得策ということにな
る。

損保会社の上積保険契約が およぼす影響

そして、上積補償制度のこれほど
普及には、労働組合の取り組みの果
たした役割もさることながら、損害
保険会社が大きく寄与しているとい
えるだろう。補償責任を負い、労務
対策を思案する使用者のニーズにあ
わせた、労災上積保険（労災付加給

付保険)の商品を多数開発し、災害補償責任のシビアナ現状を武器に事業主の間を絶えず営業して回っている。保険の掛金は、税法上も必要な経費として処理することになるし、多少なりとも経営に余裕のある企業であれば、加入しておこうという判断をすることになる。保険商品の種類は、実に多彩に用意されているとともに、掛金については労災保険の料率の業種区分を基準とした、きめ細かな算定がなされる仕組みも確立している。

労働組合が組織されていない事業場の場合には、この保険契約の内容がそのまま積補償の内容になることがほとんどだが、労働組合と会社が労働協約で制度として定めている場合などでは、もちろん保険契約とはべつに補償内容を明確に規定していることになる。

労組が充分検討することが重要

さて、問題はこのような労災上積補償の制度が、労働組合の労災職業病対策、安全衛生対策にとつてどのような影響があるかということである。そしてどのような制度を設けることが望ましいのかということが問題となる。

こうした問題、つまり労働組合の運動からみた評価なり位置づけなりを十分に検討しないままに、単に死亡災害の際に支払われる補償額が何千万円かということにだけ判断基準を置くならば、かえって労災職業病対策としては有害になることさえある。損保会社の商品のバラエティの中で、事業主に有利な(つまり掛金が安く見せ掛けがよい)上積規定ができてしまうことになったりする。

また、たとえば一般に、上積補償協定が存在するからといって、労働者個人がそれ以上の賠償を会社に請

求する権利は損なわれることはない。もしその権利がないことを規定した協約の条文があったとしても、それは無効ということになる。しかし実際上、上積の補償を受け取った労働者は、損害に対する会社の責任はもっと重はずだと考えても損害賠償請求までには至ることが少ない。使用者にとつて、上積補償制度を設けることのメリットは、この労働者個々の損害賠償請求の意欲を削ぐ効果にこそあるといわねばならない。

そう考えると、労働者の権利を強化する立場から考えれば、そこそこの水準の上積協約を設定できているというだけで、うちは大丈夫などということはできないはずである。この問題については、上積協約の条文で工夫をしたりすることで、意識の歯止めをかけることは可能ではある。例えば、損害賠償請求の権利が別に存在することを明文の規定としておくことなどがある。

外国人労働者問題全国交流集会

95 FORUM FOR FOREIGN WORKERS' RIGHTS

◆災害時における外国人の人権◆

4/29-30

プログラム Programme

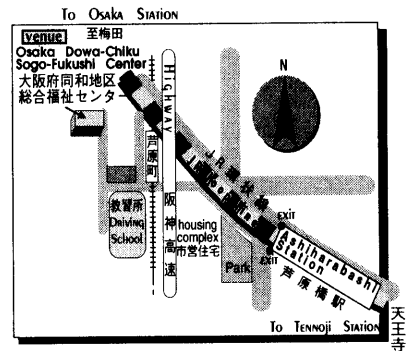
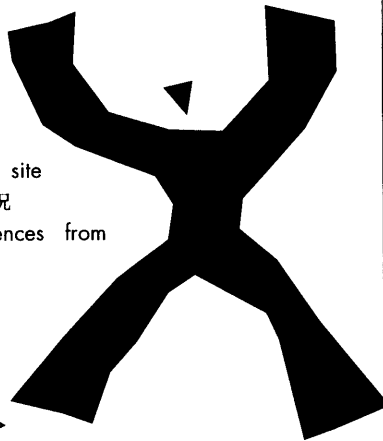
大阪府同和地区総合福祉センター

4/29 (土-Sat.) P.M. 2:00

【全体集会】

「災害時における外国人の人権」

- 基調報告 Keynote speech
- 被災地からの報告 Latest Report from the earthquake site
阪神大震災における外国人の状況
- 救援活動の経験から Experiences from the earthquake site
医療 避難所 金銭援助
ボランティア活動 労働問題
企業再建
- <討論 Discussion>
- <交流会 Social gathering>



住所 556 大阪市浪速区久保吉2-2-3
tel : 06-561-4193

4/30 (日-Sun.) A.M. 9:00-12:00

【分科会】

- 災害と外国人の人権 The Disaster and foreigners' rights
- 医療制度 Medical security systems
- 在日と滞日の架橋 Solidarity between old and new comers
- 入管 Human rights violations at Immigration bureaux
- 外国人の子どもの人権 Foreign children's rights
- 売春防止法と外国人女性 Anti-prostitution law and female foreigners

参加費・2,000円

★主催★

外国人労働者問題全国交流集会実行委員会

【連絡先】 RINK (すべての外国人労働者とその家族の人権を守る関西ネットワーク)

住所：大阪市中央区森ノ宮中央2-6-19 OBビル301

tel: 06-910-7103 fax: 06-942-0278

**Translation will be available in English and Spanish for the first day.

「全国交流集会」を成功させるため、賛同団体になってください。

賛同金 団体 1口 10,000円

個人 1口 5,000円

口座名はいずれもRINK (全国集会賛同金と明記下さい)

郵便振替 00930-9-322041

大阪労働金庫本町支店 普通 4181753

第一勧業銀行新町視点 普通 1336816

二月の新聞記事から

二・二 過労で急性心筋梗塞死した神戸市灘区の消防団員加久幾康さんが公務災害認定。

二・三 阪神大震災の犠牲者の七割が即死、その九割近くの死因が圧死だったことが兵庫県警の検視結果で判った。

二・六 環境庁が阪神大震災で損壊したビル解体作業による飛散するアスベストの濃度調査を開始。

二・七 英核燃料再処理公社が低レベル廃棄物を高レベルに換算して日本に返還したいと英政府に要請していたことが明らかに。

オーバーステイも含めて災害対策弔慰金支給法に基づき弔慰金を支給すると厚生省が衆院外務委で答弁。

二・八 阪神高速の鋼鉄製橋脚が完全に破壊していたことが土木学会緊急報告で発表、「世界にも例がない」と指摘。

二・一 長野県安曇村道路改良工事現場で水蒸気爆発、四人行方不明。

二・二 阪神大震災を契機に武庫川ユニオン、神戸ワーカーズユニオン母体に被災者ユニオン結成。

二・三 日本の原発の使用済み核燃料の再処理でできた高レベル核廃棄物を積んだ英国船がフランスを出港、四月中に青森・六ヶ所村へ。

二・四 一九五〇年代に米政府が死の灰の人体蓄積を死産胎児の骨などから極秘に調査していた(サンシャイン作戦)ことが放射能人体実験大統領諮問委員会の調査でわかった。

二・七 尼崎市のタクシードライバー大池義則さん(六三)が乗務中に脳出血死した件で遺族が労災不支給処分取り消しを求めた裁判の控訴審で、大阪高裁の井関正裕裁判長は「高血圧の持病を持ち高齢だった運転手にとつて業務は過重」とした上で、「定型的、形式的判断でなく、年齢、基礎疾病などの具体的事情を考慮し判断するのが相当」として労基審側の控訴を棄却。

高速増殖炉もんじゅ、加熱試験開始。

二・一八 阪神大震災で被災した超過滞在外国人にも義援金を支給する方針を義援金募集委員会が決めた。

二・一九 震災休業中の宝塚グランドホテルが三月五日付で従業員二五〇人全員解雇。

二・二〇 阪神大震災で阪神高速高架倒壊によって死亡した運転手の遺族が連絡会結成へ。

二・二二 環境監視研究所が神戸のマンション解体現場で規制基準の一六〇二五倍の高濃度のアスベストを検出。

海上自衛隊の飛行艇が高知沖で着水に失敗し大破、二人死亡、九人不明。

二・二三 阪神高速神戸線走行中に被災し死亡した運転手を姫路労基署が労災認定。

二・二三 労働省は阪神大震災の被災地で労働災害と思われるとして事業所から労基署に報告された死者、負傷者は計二五〇人と発表した。内訳は、地震を直接の原因とする死者四一人、負傷者二九人、災害復旧工事による死者五人、負傷者七五人。これまでに地震を直接原因とする労災保険請求されたのは業務上災害三一件、通勤災害五件の計三六人。

二・二四 兵庫県警は阪神大震災で勤務中に死亡した三人の警官について公務災害として申請することにした。

二・二五 大飯原発2号機の蒸気発生器細管損傷による放射能漏れ事故、手動停止。後日、一二〇万ベクレルの放射能が大気中に出たと、関西電力が報告書を国に提出。

二・二五 劇症肝炎治療のための非加熱血液製剤によってエイズ感染。血友病以外では国内一例目。

関西労災職業病 定期購読について

「関西労災職業病」は、毎月1回の発行で、頒価は下記の通りです。定期購読のお申込み・ご入金には郵便振替をご利用下さい。労金口座ご利用の場合は、住所、氏名など必要事項を別途電話、葉書等でお知らせ下さい。

◆郵便振替口座 00960-7-315742 ◆大阪労働金庫梅田支店 普通 1340284
〒540 大阪市中央区森ノ宮中央1丁目10番16号601号室 ☎06-943-1527 FAX. 06-943-1528

関西労働者安全センター

頒 価	1部 200円
年間定期購読料 (送料込み)	1部 3000円
	2部 4800円
	3部以上は、1部につき2400円増
会員購読料	当安全センター会員(会費1口1000円/月)へは、 1部無料配付。2部以上は1部150円増。

Culture & Communication

—封筒・伝票からパッケージ・美術印刷—



株式
会社

国際印刷出版研究所

〒551 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号
TEL. 06 (551) 6854 FAX. 06 (551) 1259